

住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

令和8年7月

■ 住居確保給付金（転居費用補助）とは

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

■ 対象者（概要）

次の①～⑧のすべてに該当する方。

- ①同一世帯の者の死亡、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住宅を失った、または失うおそれがある。
- ②申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③申請月において、世帯の生計を主に維持していた。
- ④申請者の世帯収入額の合計が、収入基準額（※1（①基準額+②家賃額））以下である。
（世帯収入額とは？ 申請月における「申請者及び同一の住居に居住し生計を一にする者の収入」を合算した額）
- ⑤申請者の世帯の金融資産（※2（預貯金、現金、債券、株式、投資信託））の合計が、一定額以下である。
- ⑥家計改善支援事業において、転居に伴い家賃額が減少し家計全体の支出の削減が見込まれること、転居に伴い家賃額が増加するが転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。
- ⑧申請者及びその他世帯員が暴力団員ではない。

世帯 人数	①基準額	②家賃額 （上限）	（※1）収入基準額 （参考）
1人	89,000円	31,000円	120,000円
2人	131,000円	37,000円	168,000円
3人	157,000円	40,000円	197,000円
4人	194,000円		234,000円
5人	232,000円	48,000円	272,000円
6人	269,000円		312,000円
7人	306,000円		354,000円
8人	339,000円		387,000円

世帯 人数	（※2）金融資産額
1人	534,000円以下
2人	786,000円以下
3人	942,000円以下
4人以上	1,000,000円以下

■ 対象経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先への住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

■ 支給額・支給額の上限

《支給額》申請者が実際に転居に要する経費のうち、「支給対象となる経費」を支給します。
《支給額の上限》転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額に基づく額の3倍となります。

(久留米市の場合)

世帯人数	特別基準額	特別基準額×3
1人	40,000円	120,000円
2人	43,000円	129,000円
3人	47,000円	141,000円
4人	50,000円	150,000円

■ 支給方法

久留米市から不動産仲介業者等の口座に振り込みます。

■ 再支給について

受給終了後に、同一世帯の者の死亡、離職、休業等により世帯収入が著しく減少された方は、再支給の対象となる可能性があります。

ただし、前回の支給から1年以上が経過していることが必要となります。

■ 相談から支給までの流れ

①相談

↓ ・まずは、久留米市生活自立支援センターにご相談ください。

②家計改善支援事業の支援

↓ ・家計状況をお聴きし、転居により家計改善が見込まれることや転居費用の捻出が困難であること等を確認させていただきます。

③プランの策定

↓ ・久留米市生活自立支援センターでプランを作成します。緊急的な支援が必要な場合は、プランが作成されていない場合であっても、家計改善支援を受け、支給申請を行うことはできますが、後日、プランを作成します。

④申請書類の提出

↓ ・詳細は、久留米市生活自立支援センターにお問合せください。

⑤審査

↓ ・久留米市で審査を行います。

⑥支給決定

・「支給（不支給）決定通知書」を久留米市生活自立支援センターで交付します。（「支給」の場合は、支給額もあわせて通知します。）

⑦給付金の支給

・原則、家主、管理会社、運搬会社等の口座に直接振り込みます。

■ お問い合わせ・申請先

久留米市生活自立支援センター (平日 8:30~17:15/木曜日のみ 19:00 まで) (土日祝日年末年始は休み)

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 (市役所 3 階 310 会議室)

☐ (西部) 0942-30-9185

☐ (東部) 0942-30-9113